

税の納付についてのお知らせ

～税務課からのお願いです～

各税（保険料）の最初の納期までに納付書をお送りします

平成25年度分の町税や保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。

税金は、町の貴重な財源です。納期限内の納付をお願いします。なお、事情により納付にお困りの方は、相談に応じますので、お早めに税務課へご連絡ください。

納税（納入）通知書をご覧になり、納付できない、間違っていると感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日から60日以内に町（後期高齢者医療保険料にあっては北海道）に対して異議を申し立てることができます。

減免について

減免とは、納付額の一部又は全部を免除するものです。解雇・病気・災害などで昨年より著しく所得が減少した方は、申請をすることができます。ただし、著しい所得の減少の場合、対象となるのは前

年の所得が400万円以下（給与収入で560万円以下）の方に限られ、資力の回復見込みにより生活に支障がないと認められるときは、該当しない場合があります。いずれにしても、何らかの理由で納付が困難な方は、お早めに税務課にご相談ください。

住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、一定以上の所得がある方に対して課税されます。前年中に退職されても、前年の所得（退職手当に類する分は除く）に対して課税されます。

納税通知書は、給料から特別徴収（給料天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）の方は6月上旬に送付します。

住民税の年金からの特別徴収について

平成21年より、住民税の年金からの特別徴収（年金天引き）が始まっています。

この制度の対象となるのは、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。

また、年金以外の所得に対して課税される場合は、従来どおり普通徴収で納めていただきます。

対象となる方へは、7月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税

国民健康保険税は、既にご案内していますとおり、平成25年度分より税率が引上げられます。

普通徴収の方の納税通知書は、6月上旬に送付します。

年金からの特別徴収となる方へは、7月中旬に決定通知書を送付します。なお、申し出により口座振替に切り替え

ることができません。ご希望の際は、事前に税務課までご連絡ください。

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

納税通知書は、7月上旬に送付します。

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなった方

これには、主に二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がった、または、新築住宅の軽減が終了したかのどちらかです。

土地の課税標準額が上がるというのは、バブル期に土地の評価額が急騰した際、これと連動させて土地の課税標準額も上げてしまうと税負担が急激に増加するので、徐々に上げていく「負担調整」という措置を講じているためです。一方、新築住宅を建てた方は、※3年間（5年間）の税額が2分の1（120㎡まで）